

入札監理小委員会
第494回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第494回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年3月2日(金)14:33～16:45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- 情報システム運用及び管理業務（独立行政法人酒類総合研究所）
- 情報システム運用支援業務（国立研究開発法人土木研究所）
- 機構情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務（独立行政法人労働政策研究・研修機構）

2. 実施要項（案）の審議

- 総合無線局監理システム運用技術支援等の請負（総務省）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、早津専門委員、小尾専門委員

（独立行政法人酒類総合研究所）

業務統括部門 大江主任研究員

総務課 会計係 青木係長

（国立研究開発法人土木研究所）

総務部 中村参事

総務部 会計課 米川主査

企画部 業務課 中山課長、矢吹主査

（独立行政法人労働政策研究・研修機構）

総務部 佐藤次長

総務部 総務課 登坂課長補佐

(総務省)

総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 溝上課長補佐

(事務局)

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第494回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人酒類総合研究所の情報システムの運用及び管理業務の事業評価(案)、2番目に国立研究開発法人土木研究所の情報システム運用支援業務の事業評価(案)、3番目に独立行政法人労働政策研究・研修機構の機構情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務の事業評価(案)、4番目に総務省の総合無線局監理システム運用技術支援等の請負の実施要項(案)の審議を行います。

最初に、独立行政法人酒類総合研究所の情報システムの運用及び管理業務の事業評価(案)についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、同研究所業務統括部門、大江主任研究員よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく願います。

○大江主任研究員 酒類総合研究所の業務統括部門で主任研究員をやっております大江と申します。本日は、貴重なお時間を頂戴いたしまして、私どもの情報システムの運用及び管理業務につきまして、ご審議賜る場を頂戴いたしまして、御礼申し上げます。よろしく願います。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、資料のほうは1になりますが、最初に、私どもの研究所の紹介を簡単にさせていただきますと思います。私ども、名前のおりでございますが、お酒の研究をしている機関でございます。その目的は、酒税、お酒の税でございますが、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するという、酒類業の健全な発達を図るということ、あわせて、酒類に対する国民の認識を高めることを目的とした研究所でございますが、所管は財務省となっております。中期目標管理法ではございますが、名前のおり、研究調査も行っている独立行政法人でございます。

それでは、資料の1に沿って説明をさせていただきます。今回ご審議賜る情報システムの運用及び管理業務の実施状況について、ご説明をいたします。

1番の事業の概要のところでございますが、ただいま申し上げた業務につきましては、公サ法に基づき、平成28年4月から競争入札により実施をしているところでございます。

業務内容、(1)のところでございますが、請負者が提供します専属の技術者を私どもの情報処理室というところに、常駐をお願いしているところでございます。そこで情報システムなどの運用管理及びヘルプデスクの作業を行わせるというものでございます。

私どもの研究所、職員が正規の職員で40名少々、非常勤の職員、研究生を含めましても約100名程度という、非常に小さな規模の研究所でございます。その中で、例えばクライアントパソコンは160台程度、研究用のパソコンは210台程度、これらを管理している、その業務をお願いしているところでございます。

業務の内容でございますが、ロのところでございます。(イ)から(へ)まででございますが、いわゆる管理業務になります(イ)手順書の作成、(ロ)対象機器の管理、(ハ)日次作業、(ニ)IPアドレスの管理がございまして、また、(ホ)でございますが、ヘルプデスクの業務があります。また、次のページに移りまして、(へ)でございます。ウェブの管理もお願いしているところでございます。

(2)に移りまして、契約期間でございますが、平成28年4月から3年間、平成31年の3月までとなっております。

(3)受託事業者でございますが、株式会社ユー・エス・イーが受託をしたところでございます。

(4)実施状況の評価期間は平成28年の4月から昨年、平成29年12月までの1年9カ月間で評価をいたしました。

(5)でございます。受託事業者の決定の経緯でございますが、入札の参加者は2者ございました。これらから提出された履行証明書を審査いたしましたところ、当所が定めております各要求事項について満たしていることを確認したところでございます。その後、入札価格でございますが、平成28年1月27日に開札をいたしまして、予定価格の範囲内であり、最低価格落札方式により、株式会社ユー・エス・イーが落札者として決定をしたものでございます。

続きまして、大きな項目の2、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。情報システムの運用及び管理業務、民間競争入札実施要項において定めた民間事業者が確保すべきサービスの質の達成状況につきまして説明をいたします。

先にこの説明に入る前に、1つ申し上げておくことがございます。私ども、平成28年におきまして、2回ほど情報システムを停止する必要が生じました。このため、広報活動をはじめとする私ども研究所の業務の遂行に広範囲において支障が生じたということがございます。ただ、これらの障害につきましては、今業務の受託者の責めに帰するものではないものでございますので、したがって、今回、ここの確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価をするに当たっては、以上の部分を除いたところで評価をさせていた

だいたところでございます。

順に説明いたしますと、まず、セキュリティの重大障害の件数、これは要機密情報が流出するセキュリティの重大障害とされておりますが、これは実際ございませんでしたので、サービスの質は確保されているところでございます。脆弱性情報の把握、こちらにつきましても、測定指標のとおり、研究所に報告されるまで1営業日以内ということで、確保されていると考えております。

次の3ページに移りまして、システム運用上の重大障害の件数。先ほど申し上げたとおり、2度ほど停止があったのですが、これらは受託者の責めに帰するものではないということで、したがって、それ以外の部分では発生はございませんでしたので、サービスの質は確保されていると考えております。

ヘルプデスクの当日回答率でございますが、目標である90%以上が達成されておりまして、サービスの質は確保されていると考えております。

サービスの稼働率でございます。基幹サーバーとして分類されているサーバー群のサービス稼働率が99%以上となっております。先ほど申し上げた2回のサービス停止を除きまして、それ以外の期間におきましては、99%以上という数字が確保されておりますので、サービスの質は確保されていると考えております。

定期バックアップ率でございます。バックアップが正常に完了した件数の割合が99%以上、こちらについても達成されているところでございます。

業務の内容でございます。仕様書に示す業務、こちらにつきましては、適切に実施をされております。

そして、最後でございますが、ヘルプデスク満足度調査の結果でございます。基準スコアは75点と設定したところでございますが、満足度調査のスコアは、平成28年度におきましては96点、平成29年度におきましては95.9点でございました。したがって、75点以上をクリアしておりますので、サービスの質は確保されていると考えております。

続きまして、3番の実施経費の状況及び評価につきましては、青木会計係長から説明をいたします。

○青木係長 まず、(1)実施経費でございますが、平成28年4月から平成31年3月までの3年間で2,886万円となっております。1年間に換算しますと、962万円でございます。

(2) 経費削減効果でございますが、市場化テスト実施前の27年度、26年度、25年度の経費と比較しております。まず、平成27年度は975万円でございますので、削減額は13万円、削減率1.3%となっております。続いて、26年度は1,287万円でございますので、削減額は325万円、削減率25.3%となっております。続きまして、25年度は、1,212万円ございましたので、削減額237万円、削減率20.0%となっております。

(3) 評価でございますが、平成27年度、市場化テスト実施直前と比較しますと、経費は約1.3%の削減効果がございました。また、平成26年度、市場化テスト実施の2年前と比較いたしますと、経費は25.3%の削減効果がございました。

○大江主任研究員 それでは、続きまして、4番、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等につきまして、こちら、受託している事業者からは複数の改善提案を受けているところでございますが、詳細につきましては、情報セキュリティ確保上の問題がございますので、この場での説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、5ページに移りまして、5の全体的な評価のところでございます。この事業は、平成28年4月から実施をしております。先ほど申し上げたとおり、満足度調査アンケートを実施したところ、業務2年目には基準スコア75点を大きく上回る平均95.9点に達しているところでございます。項目別集計結果においても、全ての項目について満足、ほぼ満足が90%を超える利用者だということで、高い満足度を示しているということで、公共サービスの質は維持、向上が図られていると評価をしているところでございます。

また、運用管理業務の状況でございますが、本業務に起因して、要機密情報が流出するセキュリティの重大障害は発生しておりません。ヘルプデスクの当日回答率、システム運用に係るサービス稼働率、定期バックアップ率も、先ほど申し上げたこの業者の責めに帰するものでないものを除けば、基準値を満たしているところでございます。

このように、実施要項において設定したサービスの質は確保されております。運用管理業務につきまして、情報システムの運営に係る業務の確実な実施及び利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成しているものと評価をしているところでございます。

最後、今後の事業につきましてでございます。(1)でございますが、まず、実施状況につきまして、市場化テストの導入は今回が初めてでございました。実施状況は次のとおり、

イからホのとおりでございます。

まず、イでございますが、実施期間中にこの事業者が業務改善指示等を受けた事実、法令違反行為を行った事案等はありませんでした。

ロでございます。私ども酒類総研には、外部有識者で構成された契約監視委員会というのがございます。この委員会の枠組みの中で実施状況のチェックを受ける体制は整っているところでございます。

ハでございます。本事業の入札におきましては、2者からの入札がありました。したがって、競争性は確保されていると考えております。

ニでございます。サービスの質に係る達成目標につきましては、いずれも達成をしていたところでございます。

最後、ホでございます。経費につきましては、先ほど青木から説明がございました。実施前と比較をいたしまして、1.3%の経費削減効果がございました。なお、2年前と比較すると、25.3%の削減効果があったところでございます。

したがって、(2)でございます。次期事業の実施につきましては、私どもといたしましては、この事業については、総合的に判断すると良好な実施結果を得られていると考えております。したがって、次期の事業におきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づきまして、終了プロセスへ移行させていただきたいと考えております。ただ、もちろん、この場でご指摘をいただきました事項も踏まえ、我々みずから公共サービスの質の維持、さらには経費の削減を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）について、総務省よりご説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 本事業に係る評価（案）について、資料Aに基づいてご説明いたします。

事業の概要につきましては、先ほど酒類総合研究所から説明がありましたので、詳細は割愛いたしますが、今期の入札においては2者が応札しており、落札者は株式会社のユー・エス・イーでした。

評価の結論としましては、競争性の確保、サービスの質の確保、実施経費において削減効果が認められることから、市場化テストを終了することが適当であると考えております。

以下、検討結果をご報告いたします。

当方では、酒類総合研究所から提出されました本事業の実施状況に基づき、サービスの質の確保、実施経費等について以下のとおり検討を行いました。

まず、確保されるべき質については、業務の適切な実施が行われ、セキュリティの重大障害の件数や脆弱性情報の把握などでサービスの質が確保されており、さらに、ヘルプデスク満足度調査の結果についてもよい結果となっているなど、良好な結果を得られております。また、民間事業社から複数の改善提案も行われたところでございます。

次いで、実施経費については、市場化テスト実施前の従前経費と市場化テスト1期目の実施経費を1年間の換算で比較しますと、削減額13万円であり、率にしてマイナス1.3%の削減効果が認められております。

今後の方針でございますが、1点目、事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示などを受けたり、業務に係る法令違反行為などはなかったこと。2点目、酒類総合研究所において、実施状況について、外部の有識者などによるチェックを受ける仕組みを備えていること。3点目、入札に当たって、2者からの応札があり、競争性が確保されていたこと。4点目、対象公共サービスの確保されるべき質について、目標を達成していたこと。最後に5点目としまして、経費削減において、市場化テスト実施前と比較し、削減率約1.3%の効果を上げていたこと。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針、Ⅱ.1.(1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、酒類総合研究所がみずから公共サービスの質の維持、向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

当方からの説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○早津専門委員 1点、伺わせてください。27年度と28から30年度ともに2者応札があったと伺っているんですけども、結果的に同じところがずっと事業実施者になっているんですけども、入札の価格は結構差が出ているんですか。実際に実施者になっているところがかなり低いんでしょうか。

○青木係長 落札価格につきましては、2年前の27年度、2者応札になった際から下がって、競争性が働いたとは思われるんですけども、下がっております。

○早津専門委員 ごめんなさい、ちょっと聞き方が。もう一者、落札しなかった会社の入札価格は、落としたところと比べて開きがかなりあるのか、あまりないのかを知りたかったんですけども。

○青木係長 近い金額ではございます。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○若林専門委員 同じく契約状況等の推移のページから質問させていただきたいんですけども、ヒアリングをされていて、そのヒアリングの回答として、サービスレベルの合意書に示されている基準を満たすことが難しいというのと、保守できない機器が含まれているという2つの回答を得られていると思うんですけども、サービスレベル合意書に示されている基準というのが、具体的にどういうものを満たすのが難しいという答えだったのかという詳細がもしおわかりになれば教えていただきたいのと、それから、保守できない機器という部分で、何か特殊な機器がおありなのかどうかという点をお聞きしたいんですけども。

○大江主任研究員 まず、後者のほうにつきまして、保守できない機器、さほど私どもの研究所であるから特殊なものがあるというわけではないかと考えております。ただ、やはりさまざまなメーカーさんとか、さまざまな機器が入っておりますので、例えばその全てをカバーするのが難しかったのではないかと考えております。

○井熊副主査 終了プロセスに行くということに関しては異論はないんですが、価格がかなり下がっているということと、長らく1者応札が続いているということで、あそこには勝てないなと思って、ほかの会社が出なくなる可能性は常にあるかなと思うんですけども、それに対する対策というか、そういうものがあれば教えていただきたいんですけども。

○大江主任研究員 前回、この業務をこのプロセスに乗せるときにご提案いただいたところでもあったところなんですけれども、私ども、当初示させていただいた業務概要のほうで、この業務が一般的な日常の業務なのか、それとも、何か起こったときに特別な知見を要求するような業務なのか、その両方をカバーするというのは業者さんにとってなかなか難しい、手を挙げにくいというような要素があるのではないかというようなご指摘を頂戴していたかと承知をしております。

結局、後者のほうはちゃんと専門の方をお願いをすべきであろうということで、その部分を切り離した形で進めておりまして、後者の部分というのは、現在、内閣府のほうにサイバーセキュリティの関係の部局がございまして、そちらで政府機関が遵守すべき統一基準群を定めております。その中で、最高情報セキュリティアドバイザーを置きなさいとされていることから、今言ったような後者の部分はそちらのほうに委ねることとし、この業務としては、その分、入りやすく、手を挙げやすいような環境を設けてきたと考えておりますし、今後もそのようにしてまいりたいと考えております。

先ほどご質問のありましたサービスレベル合意書に示されている基準を満たすことが難しいというヒアリング結果なんですけれども、詳細については確認しておりませんで、仕様書全体を見て基準を満たすことが難しいと判断したとまでしか聞いておりません。

○若林専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、終了プロセスに移行することとして、監理委員会に報告いたしたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○大江主任研究員 ありがとうございました。

(酒類総合研究所退室、土木研究所入室)

○石堂主査 それでは続きまして、国立研究開発法人土木研究所の情報システム運用支援業務の事業評価（案）の審議を始めたいと思っております。

事業の実施状況について、同研究所企画部業務課、中山課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたし

ます。

○中山課長 土木研究所業務課で課長をしております中山でございます。よろしくお願いいたします。本日同じ業務課の矢吹。

○矢吹主査 矢吹でございます。

○中山課長 あと、会計課から中村参事。

○中村参事 中村です。

○中山課長 あと、米川主査が同席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿いまして、ご説明をさせていただきます。

まず、事業の概要でございますが、別添で参考資料としてA4横書きのものがあるかと思いますが、それをあわせてご覧になりながら見ていただきたいと思います。

業務の内容としましては、大きく3つございまして、セキュリティ運用支援に関する業務、これについては、サーバ関係のログとか、そういったものの監視を行う内容になっていきます。また、もう一つが利用者の操作支援ということで、問い合わせや障害が起きたときの操作の支援をする業務、それともう一つが、各種システムやサーバ機器類の利用状況を整理して取りまとめる業務、この大きく3つの業務から成り立っております。

次に、2ページのほうの契約期間でございますが、28年の9月1日から31年の3月31日までの2年7カ月となっております。

受託業者に関しましては、株式会社日立システムズとなっております。

次に、今回評価の期間でございますが、履行期間の最初となる28年9月1日から29年の12月31日までの1年4カ月間の期間で評価をさせていただきます。

次に、受託事業者決定の経緯ということで、本案件については、公募の結果、入札参加申請者が2者おりました、2者からの申請書を審査した結果、必要な資格要件を全て2者とも満たしているということで、2者による入札になる予定でしたが、開札の直前に1者が辞退しまして、結果的には1者入札になって、7月28日に開札をさせていただきます。予定額の範囲内で行いましたので、先ほど言った株式会社日立システムズを落札予定者として、その後、契約を結んでございます。

次に、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価ということで、業務内容に関しては、月次報告を出してもらっていて、その月次報告によって業務の内容を確認しております、業務は適切に実施されておりました。

また、サービスレベルアグリーメントとしまして、まず、質問等の回答率ですが、利用

者から出た質問等に対して、24時間以内の回答率が90%という目標を立てておりますが、実際には、利用者からの質問に対して回答率は99.7%ということになってございます。

次のページになりますが、作業遅延の件数ということで、監督職員が指定した期日までに完了させるというのが前提でございます。実際に完了しない案件は1件もございませんでした。

次に、操作支援業務の利用者満足度の調査ということで、年1回、利用者に対してアンケート調査を行っていきまして、これに関しても、基準スコアとして75点というのを定めております。

結果でございますが、次の5ページ目の表1に内訳がありますが、全体の平均としまして、スコアが92.8点ということで、これも目標に対して高い満足度になってございます。

また、5ページのほうに行きますが、重大障害の発生や、情報漏えい、これはゼロということで、両方ともなっています。ということで、全体で目標達成に関しては、十分なサービスの質を確保されていたということとして評価をしてございます。

3番目として、実施経費の状況及び評価ですが、この業務の前回業務、今度は別紙でついています参考資料の、もう一枚のほうで、今までの契約状況の推移という表があるかと思いますが、この前回業務に関しては、まずその前に、不落になってしましまして、次の再公告をするまでの期間のつなぎの業務として出しておりますので、その業務に関しては5カ月ということになります。ということで、つなぎの業務で期間が短いということもございまして、前々回業務との比較もさせていただきます。

今回の業務の実施経費ですが、契約金額については、5,239万円ということでございます。これを1年相当、28年の9月1日から31年の3月31日までの履行期間ですので、これを1カ年あたりの相当額に換算しますと、約2,028万円という金額でございます。

次に(2)になりますが、業務内容の変更を考慮した今回の業務の実施経費ということで、米印の1のところに書いてございますが、前回の業務から今回の業務に関して、対象となるシステムが増えていきまして、情報セキュリティ対策の強化をこのスタートまでに整備したというのがあって、アクティブディレクトリサーバとか、情報漏えい対策サーバ、暗号化サーバ、こういったものを新たに8月までに導入いたしましたので、この部分が業務量として増えてございます。

ということで、この増えた業務量を割り引かないと、前回業務との比較ができませんので、それについて、米印の1の下側にありますけれども、前回業務と今回業務の予定価格でそれを比較して、その予定価格の差を増加分ということで調整をしてございます。前回の予定価格が848万円に対して、今回の予定価格が6,951万3,000円ということで、金額的に言いますと32%の業務量の増加になっているということで、(2)のほうでそれを割り引いて、1カ年当たりの補正額として1,534万円という金額を出してございます。

これで(3)比較になります。前回業務の契約金額と比較をいたしまして、前回業務は先ほど言いましたように、5カ月間の業務ですので、これを1年に換算しまして、比較すると、削減額としては337万9,000円となります。削減率としては18.1%の削減率という形になっています。

また、先ほど言いましたように、この前回業務というのはつなぎの業務でしたので、前々回業務との比較を次の3-2で実施してございます。考え方は同じですが、(2)の米印の1のところにあります。先ほど言った情報漏えい対策関係のほかに、前々回業務と比較すると、電子決裁システムとか、リモートアクセスシステム、ファイルサーバ、ファイル転送サーバ、そういったものが増えていますので、これらもやはり業務量の増加分を当時の予定価格と比較をさせて、増分を率で出しております。

前々回の業務の予定価格が7,453万円ということで、今回の業務は先ほどと同じですが、2,600万円ですので、それを比較すると、増加率としては80.5%の業務の増加率になってございます。この増加率でまた同様に補正をかけて比較しますと、年当たりの削減額としては356万4,000円、率としましては、24.1%の削減ということになってございます。

評価としましては、今言ったような経費削減があったのですが、結果として1者応札でずっと来ていて、今回も1者応札になってはいたのですが、業務量がかなり増えたということもあって、その増加した分の中でのいろいろな対象がありますので、企業努力として効率化を図れる部分が、業務が増えた分だけ出てきたのではないかなということと、更に、参加要件を今回かなり大幅に緩和しておりますので、そういったことで、入札書については、開札日前に提出してもらうことになっていましたので、多分、結果としては1者応札なのですが、その参加業者においては、要件を緩和したということで、ほかにも参加者がいるのではないかとということで、そういう競争原理が働いて、落札率も下がったのではな

いかなと考えているところではございます。

次に、民間事業者からの改善提案による改善実施事項ということで、今回、日立システムズからセキュリティ強化策ということで、メールサーバにおいて添付ファイルの自動削除機能、こういったものを含むメールの無害化機能について提案がなされましたが、現在、ほかのセキュリティ強化策とも調整が必要なことから、今、当所においてこれの導入に向けて検討しているところでございます。

また、次ですが、全体的な評価ということで、繰り返しの部分もあるかとは思いますが、まずは、利用者からの質問に対する回答率は、先ほど申し上げましたように99.7%でした。それに、監督職員が示す期日までに作業完了できなかった件数はなかったということ、利用者の満足度調査によって、基準スコア75点を大幅に上回る92.8点であったこと、業務においては、重大な障害の発生や情報漏えいといったことがなかったということで、全体として業務のサービスの質というのは十分確保されていたものと評価いたしました。

次に、今後の事業ということで、本業務においては、市場化テストの導入は今回が初めてでございました。実施状況について、AからEまで書かせていただいておりますが、まず、実施期間中に業務にかかわる法令違反等の行為はありませんでした。

また、土木研究所においては、監事と外部有識者で構成する契約監視委員会というものを設置しておりまして、必要に応じて、その中で実施状況のチェックを受けるという体制を整えてございます。

Cのところですが、今回、1者応札ではあったのですが、予定価格に対する落札率が、先ほど申し上げましたように75.3%ということで、競争原理がある程度は働いていたのかなということで、1者のみではありましたが、市場化テスト導入の効果は一定程度あったのではないかなと考えております。

全体を通しては、今回のサービスのレベルとしては目標以上を達成していたということと、前回、前々回業務に対しまして、経費削減が図られたということでございます。

今言ったAからEの内容を踏まえまして、次期の調達に当たりましては、結果として1者応札ということもございますので、また、民間事業者のさらなる参入のための見直しを加えながら市場化テストを継続していきたいと考えております。

今の段階でどういったところを見直すかということをご二、三点書かせていただいておりますが、まず、申請書類の作成期間とか、業務の体制とか、配置計画とか、こういったも

のを検討する期間を民間事業者のほうに十分持たせようということで、公告期間について、今回の公告期間よりも長い公告期間を確保する、それに、閲覧資料の開示期間もあわせて延ばす、それと、次ですが、今回は引き継ぎ期間については、3週間という引き継ぎ期間を確保しておりましたが、1カ月を超えるような引き継ぎ期間を設けて、十分余裕のある業務着手ができるような形も考えたほうがいいのではないかと考えています。

それと、最後になりますが、技術者の資格についても、さらなる要件の緩和ができるのであれば緩和していきたいと今のところは考えてございます。

説明については以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省よりご説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 本事業に係る評価（案）について、資料Bに基づいてご説明いたします。

事業の概要につきましては、先ほど土木研究所から説明がありましたので、詳細は割愛いたしますが、今期の入札においては1者が応札しており、落札者は株式会社日立システムズでした。

評価の結論としましては、競争性の確保観点において課題が認められ、改善が必要であることから、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

以下、検討結果をご報告いたします。当方では、土木研究所から提出された本事業の実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経緯等について、以下のとおり検討を行いました。

まず、確保されるべき質については、業務の適切な実施が行われ、質問等の回答率など、サービスの質が確保されており、さらに、操作等支援業務利用者満足度調査結果についてもよい結果となっているなど、良好な結果を得られております。

また、民間事業者からのセキュリティ強化策の改善提案が行われております。

続いて、実施経費については、市場化テスト実施前の従前経費と市場化テスト1期目の実施経費を1年間の換算で比較しますと、削減額は約338万円であり、率にしてマイナス18.1%の経費削減効果が認められております。

今後の方針でございますが、本事業（市場化テスト1期目）の事業全体を通じての実施状況は、1点目としまして、事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示を受けたり、業務に係る法令違反行為などはなかったこと、2点目に、土木研究所において、実施状況

について、外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えていること、3点目に、入札においては、1者のみからの応札であったこと、4点目として、対象公共サービスの確保されるべき質について、目標を達成していたこと、5点目、最後に、経費削減において、市場化テスト実施前と比較し、削減率は約18.1%の効果を上げていたこと、以上のことから、3番目にありましたように、競争性において課題が残るため、次期事業については、引き続き改善策を講じつつ、市場化テストを継続して実施することが適当と考えます。

当方からの説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○早津専門委員 説明の中で、用語の点でちょっと教えてほしいことがあるんですけども、今、最後に、今後の見直しのところで出てきました運用技術者の資格要件についての緩和を考えてらっしゃるということだったんですけども、運用技術者の資格要件と、あと、28年度で出てきます業務管理責任者というのは、またこれは別物と理解すればいいんですか。それとも同じことなんですか。

○中山課長 業務管理責任者というのは、その業務を行う上での責任者で、運用技術者というのは、実際に直接業務に当たる方になります。

○早津専門委員 ありがとうございます。この運用技術者の資格要件を、現状はこうで、ここが厳し過ぎるからこういうふうに変えるという案がもう現時点であれば、教えていただきたいんですけども。

○矢吹主査 まだ具体的に検討はできてないのですが、仕様書を取得された方々にアンケートをとって、その中の回答に運用技術者の手当ができなかったという意見があったので、項目として挙げさせていただいているのですが、27年度までの業務と比べて、大分要件は緩和しているつもりではあったんですが、さらに追加できる資格とか、そういったものがないか、これから検討したいと思っています。

○早津専門委員 追加というか、削除できる資格ということですか。

○矢吹主査 一応、今の資格要件の書き方が、資格とか経験を7つほど書かせていただいているのですが、そのいずれかということで書かせていただいているので、またそこを

増やすような、幅を広げるような形でやりたいと思っています。

○早津専門委員 あともう一つ、今回のほうには出てなかったんですけど、28年で出てきた業務管理責任者の業務体系に対応できなかったというアンケート結果がありまして、おそらくそれに基づいて、業務実施体制の見直しをされたのかなと理解したんですけども、これはどういうふうに見直したのか教えていただきたいんですけども。

○矢吹主査 27年度までの業務、それから、この不落になってしまった案件は、業務管理責任者について、月10日以上を業務場所で業務をすることという縛りをつけていたんですけども、これを除いて、運用技術者だけでやってくださいということにいたしました。

○早津専門委員 業務管理責任者の資格については、特にアンケートでは触れられてないんですけども、類似業務に従事した経験が10年以上とあるんですけども、業務責任者の資格・実務経験欄で見ると、平成28年度で類似業務に従事した経験を10年以上、これは10年以上というのはあまり短くない年数かなという印象があるんですけど、ここはあまり引っかけられないんですか、皆さん。

○矢吹主査 これも先ほどの説明と重複してしまうのですが、書き方としては、資格、それから経験のいずれかということを書かせていただいている、資格を持っていればそれだけでいいですよと、資格がない場合は10年という経験ということを書かせていただいています。

○早津専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 今の流れからいくと、10年というのを、例えば5年にしてみるとか、そういうことも考えられるという理解ですね。

○矢吹主査 はい。

○中山課長 はい。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

○若林専門委員 じゃあ、よろしいですか。

○石堂主査 どうぞ。

○若林専門委員 今後の方針として、現在の引き継ぎ期間3週間を長くすることを検討されているということでしたけれども、この不落の案件を拝見すると、このときは6週間確保されているわけですけども、この6週間を3週間に戻されたのは、不落があつて、何かイレギュラーな期間になったということが理由と理解してよろしいのでしょうか。

○中山課長 そのとおりでございます。不落がわかってからつなぎの業務を出すまでの期間が短くて、結局はそれだけの時間を確保できなかったということでございます。

○若林専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。全体としては非常に良好で、1者応札だけひっかかったということからいくと、来ていて最後に辞退した業者がいたということが非常に、いわば惜しい棄権だと思うんですね。そうすると、仕様書取得者に対するアンケートの中にその辞退した方も入っているんだろうと思うんですけども、何か突然辞退しちゃったことの原因というのは把握されているんですか。

○中山課長 当初、申請を上げたときに予定していた技術者がそこに当てられなくなってしまったということが理由だったと聞いています。

○石堂主査 わかりました。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続するという事で監理委員会に報告をいたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○中山課長 ありがとうございました。

○矢吹主査 ありがとうございました。

（土木研究所退室、労働政策研究・研修機構入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、独立行政法人労働政策研究・研修機構の機構情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務の事業評価（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、同機構総務部佐藤次長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○佐藤次長 労働政策研究・研修機構の佐藤と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

早速でございますが、実施状況につきまして、担当の登坂からご説明を申し上げたいと存じます。

○登坂課長補佐 担当しております登坂でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、資料に沿ってご説明をさせていただきます。お手元でございます資料

3と書かれている民間競争入札実施事業実施状況についてと書いてあるものに沿ってご説明させていただきます。

まず、本件の事業の概要ですが、ヘルプデスク業務の委託ということでございまして、情報システムの運用支援・ヘルプデスク業務委託となっております。

業務の内容について、その下、(1)から書かれております。括弧がついていないアイウエオで、アとあって常駐作業、イで非常駐作業、ウとして、障害、停電等対応、エとしまして、情報資産管理と、大きく分けてこの4点の業務委託となっております。それぞれの中で、ここに書かれているような業務内容を委託しているという形となっております。

おめくりいただきまして、2ページ、契約期間といたしましては、平成28年の4月1日から31年の3月末までの3カ年の契約になってございます。

入札の結果、受託した事業者としましては、株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターさんが受託されました。これは、この市場化テストの入札の前、1年の単年度の入札で行いました結果の業者の継続という形に結果的にはなってございます。

(4)としまして、今回の実施状況の評価期間としましては、28年4月から29年の12月末までの期間で実施状況評価をしてございます。

(5)で、受託事業者決定の経緯としまして、入札の状況についてご説明してあります。入札の結果としましては、入札参加者が2者いまして、提出された提案書について、総合評価基準に基づいて、技術要素に対する技術点と価格点を総合評価する形で決めさせていただきました。

その下、2としまして、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございまして、あらかじめ定めてございました以下の項目にのっとり評価をしてあります。

まず、評価事項、業務内容としまして、月次及び週次の報告による業務内容の確認、これは毎月の定例会という形で実施をしてございまして、その中で報告がございまして、その都度、週次の報告書も出されてございまして、それらのものの確認をして、サービスの質として確保されていることを確認してございます。

その下、ヘルプデスク利用者アンケートを実施してございます。28年度、29年度の2回のアンケート調査を実施いたしまして、基準スコア75点と定めていたものを上回っている評価になってございます。後ほど別紙で詳細をご説明いたします。

3ページとしまして、遵守すべきサービスレベルですが、問題解決率を90%以上とするという指標にしてございました。問題が解決されないまま継続となった案件がなかった

ということで、問題解決率は100%となっております。

その下、依頼申請対応期間を原則3営業日以内と定めてございました。これにつきましても、その範囲の中でいずれも解消したということでございます。

その下、セキュリティ上の重大障害件数、これは幸いなことにそういったインシデント的なものは1件もありませんでしたので、ゼロ件でございました。サービスの質も確保されているということでございます。

その下、システム運用上の重大障害件数をゼロ件とするとしておったところも同様にゼロ件で、質も確保されている状況でございます。

続きまして、4ページ、実施経費の状況及び評価ですが、実施経費、ここに書いてございます3カ年の経費、落札額としまして、5,468万4,000円となっております。これを1年に換算したものが1,800というところで、その前に実施しました単年度の入札の場合と比較して、削減額としましては167万2,000円、削減率としては8.4%の減額となっております。

その下、4番としまして、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございます。

(1) 作業の安全性の向上と運用の効率化というところで、さまざまな委託されている業務の中で確認等をする作業の中で、作業手順書のフォーマットを統一化して、作業手順の読み飛ばしとかがないように、作業誤りの防止を強化したということが1つございます。さらに、作業手順の明確化に加えまして、確認事項やコマンド操作等を網羅した作業用チェックシートを用いて、作業を一つ一つ確認しながらやる体制が図られています。それらの確認書、作業手順書、そういったものをきちんと蓄積していくことで、次の業者、もしかわった場合であっても、それを引き継ぎ資料として継続性を図るという形がとられてございます。

(2) としまして、セキュリティ対策の強化で、常駐は2名のヘルプデスク運用員なんですけれども、それ以外に非常駐のスタッフを置いていただいています、その中に情報セキュリティに関する専門的な知見を有したセキュリティスペシャリスト資格を有している方を配置していただいています、その都度、こちらからのいろいろな質問に対する答えも当然ですが、向こう側からの積極的な提案も幾つかいただいております。そういうようなものを、重要性ですとか優先順位を図りながら実施していく体制がとられてございます。

3番としまして、職員からの問い合わせ対応の向上で、この部分は、Accessで作成したツールを用いたインシデント管理を行いまして、職員からの問い合わせ内容、それに対する回答を一元管理していくと。そういったものを整えておくことで、問い合わせに対して迅速な対応が図れるようにしているということがございます。そのツールとしてのもを使って、分析による適切なFAQを整備していくと。回答時間の短縮につなげているということでございます。

以上のようなところから、全体的な評価としましては、まず、基準スコアとしておりました75点を大きく上回る平均87.9点に達していたということで、全ての項目別集計の結果につきましても、満足またはやや満足とする回答が75%とする回答と合わせますと、90%を占めていると。サービスの質が確保されていると評価しております。加えまして、重大なインシデント等の発生もないということございまして、当初の目的を達成していると、こちらとしては判断してございます。

今後の事業、6番としまして、(1)、(2)と書いてございますが、今回、この件についての市場化テスト導入は初回ということございまして、事業全体を通した実施状況は以下のとおりとして、①から⑤として書かせていただいております。重複になりますけれども、法令違反等の事案がまずなかったということ①としてございまして、②としまして、当機構の中に既に外部有識者で構成する契約監視委員会というものがございます。そこで定期的に入札の結果、契約の状況についてチェックを受けてございまして、その中で、適宜、指摘事項を改善していくという体制が整ってございます。

③としまして、本事業の入札において、1者応札ではなく、複数の2者の応札があったということで、競争性が確保されていると判断しております。

④としまして、公共サービスの確保されるべき質に対する達成目標について、目標を達成していると判断しております。

⑤としまして、経費につきましても、若干ですけれども、8.4%の経費削減効果があったと分析してございます。

以上によりまして、次期の事業の実施につきましては、良好な結果を得られておりますので、示されております指針に基づいて終了プロセスへ移行した上で、みずから、機構の行う形での入札という形になっていくことを希望してございます。

先ほど説明ができませんでした別紙の6ページ、ヘルプデスク満足度調査結果の集計をこのようにお示ししてございます。28年、29年で、回収率はここにあるような76%、

77%程度でございまして、満足度として、全体平均ですが、28年度で85.7点、29年度で90.3点という評価になってございます。

こちらからの説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 本事業に係る評価（案）について、資料Cに基づいてご説明いたします。事業の概要につきましては、先ほど労働政策研究・研修機構から説明がありましたので、詳細は割愛いたしますが、今期の入札については2者が応札しており、落札者は株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターでした。

評価の結論としましては、競争性の確保、サービスの質の確保、実施経費において経費削減効果が認められることから、市場化テストを終了することが適当であると考えております。

以下、検討結果をご報告します。

当方では、労働政策研究・研修機構から提出された本事業の実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費等について以下のとおり検討を行いました。まず、確保されるべき質については、業務の適切な実施が行われ、問題解決率やセキュリティ上の重大障害件数などでサービスの質が確保されており、さらに、ヘルプデスク利用者アンケート調査結果についても、よい結果となっているなど、良好な結果を得られております。

また、民間事業者からの改善提案により、作業の安全性の向上と運用の効率化やセキュリティ対策の強化などが図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が本業務の質の向上に貢献したものと評価いたします。

次いで、実施経費については、市場化テスト実施前の従前経費と市場化テスト1期目の実施経費を1年間の換算で比較しますと、削減額約167万円であり、率にしてマイナス8.4%の経費削減効果が認められております。

今後の方針でございまして、本事業市場化テスト1期目の事業全体を通じての実施状況は、1点目としまして、事業実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為などはなかったこと。2点目としまして、労働政策研究・研修機構において、実施状況について外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えていること。3点目としまして、入札に当たって、2者からの応札があり、競争性は確保されてい

たこと。4点目としまして、対象公共サービスの確保されるべき質について、目標を達成していたこと。最後、5点目としまして、経費削減において、市場化テスト実施前と比較し、削減率は約8.4%の効果を上げていたこと。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針、Ⅱ.1.(1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項などを踏まえた上で、労働政策研究・研修機構がみずから公共サービスの質の維持、向上及びコスト削減を図っていくことを求めたいと考えております。

当方からの説明は以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○小尾専門委員 今回の調達の際に、引き継ぎ期間を2カ月に延ばしたんですよね。契約前2カ月に延ばした。これは今回、応札した人たちから、1カ月を2カ月に延ばしたことで、すごくよかったとか、そういうヒアリングとかはしていますか。2カ月というと、ちょっと長いかなという気もするので、結局、契約開始前に引き継ぎ期間が設けられているわけですから、新しい事業者からすると持ち出しになってしまうので、そういう意味で、どうしても価格を上げざるを得なくなるという側面もあって、適切な引き継ぎ期間を考えないといけないかなと思うんですが、何かそういうのはありましたか。

○登坂課長補佐 この期間が延びたことでの評価というのは2つに分かれてしまったようなところがありまして、長く期間がとれるので、人員の確保ですとか準備の部分で余裕ができていいという部分と、その部分が人員を充てなければならない期間として来るわけなので、そこがむしろ負担になるというような意見、両方ございましたが、おおむね負担になるというほうが多かったかなというような。

○小尾専門委員 今回、終了になるかもしれないですが、次回以降はなるべく今までの事

業者にヒアリングとかを聞いて、大体どのくらいの引き継ぎ期間が適切かというのをちゃんと評価した上で、引き継ぎ期間を書くようにしていただければなと思います。

○登坂課長補佐 はい。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 全体として良好な結果だとは思いますが、数字だけ見ると、この数年間、3回の事業の中で、説明会の参加者数ですとか応募者数はだんだん下がる傾向にあるわけですね。一方、入札不参加に対するヒアリング状況及び結果と書いてあると、修正すべき事項はなかったと書いてあって、このまま落ち続けると、次の入札では応募者数が1者になるかもしれないので、そういう状況もなきにしもあらずということもありますので、現状に甘んじることなく、例えば前回3者出て今回2者ですから、1者出ていないわけですから、なぜそれが出ていなかったのかとか、理由があるから出ていないわけであって、その前は4者出ているわけですから、表面的なヒアリングだけでは出てこない参加しない理由をうまく拾って、入札の条件に反映させていただきたいなと思います。

○登坂課長補佐 かしこまりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストの終了プロセスに移行することとして、監理委員会に報告いたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○登坂課長補佐 ありがとうございました。

○佐藤次長 どうもありがとうございました。

(労働政策研究・研修機構退室、総務省入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、総務省の総合無線局監理システムの運用技術支援等の請負の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室、溝上課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○溝上課長補佐 今、ご紹介いただきました総務省総合通信基盤局の溝上と申します。今

日はよろしく願いいたします。

今日は、実施要項のお話をということなんですけれども、我々のシステムはこんなシステムですよというご紹介を先にしてからということで、よろしく願いします。お手元のところに、総合無線局監理システムの構築と運用の背景という資料が配られていると思いますけれども、お手元にまずはご用意ください。

我々のシステムなんですけれども、平成5年に電波利用料制度というものが実は電波法改正により導入されました。このときなんですけれども、無線局はまだ800万局しかありませんでした。ちょうど皆様、ご記憶にあるかと思うんですけれども、ポケベルがまだはやっていたころの時代で、これからPHSだとか携帯電話がどんどん無線局として入ってくるよ、それをどんどんさばいていかないといけないよねというときに、これをうまくさばくために、情報システムを導入しないとこなし切れないよねという話がありました。現に、28年度末ですけれども、今、無線局数は、こちらに書いておりますけれども、2億局に達しております。そういうことで、行政事務の増大、あともう一つ、我々として非常に気を使っているのは、一番上の右側に書いておりますけれども、不法無線局。無線局というのは本来、免許を受けないと使ってはだめなんですけれども、免許を受けずに、例えばよく言われる話で言うと、長距離トラックの運転手さんとかが勝手に無線を使って、その結果、例えば消防無線だとか警察無線とかに混信、妨害を与えるよというのも、だんだんこのころから非常に問題になってきたと。そのためには、この無線局は、確かに無線局の免許を受けているよねとか、受けていないよねというのをしっかりわかるためにも、こういう情報システムを入れないといけないよねということで、我々のこのシステムが平成5年より構築を始めたという状況でございます。

電波利用料というのは、無線局の免許を受けた方々の共益費という形で徴収して、無線局の免許を受けた皆様が快適に電波が使えるよという形をつくっております。

この電波利用料の見直しが3年ごとに行われることになっておりますので、I期からIX期まで書いておりますけれども、3年を1期として、この3年の間にはこんなことをやりましょうという形で、計画的に、継ぎはぎといえれば継ぎはぎの部分はあるんですけれども、どんどんシステムを充実していったという状況がございます。

2ページをめくっていただいて、具体的に言うと、我々総務省の仕事のうち、真ん中ほどに書いております(1)から(8)、これらの業務を我々のシステムで処理しております。

1番の無線局申請等処理と書いておりますけれども、これは具体的に申請書が出てきた

ら、この無線局は電波を出しても大丈夫だよねという審査をしつつ、オーケーであれば免許状を発給するというような業務でございます。

2番目、電波利用料徴収と書いておりますけれども、先ほど申しました共益費である利用料徴収、債権の発行だとか、払ってもらっていない、あるいは督促といった業務等。

あとは、だんだん細かくなりますけれども、8番までのような業務を行っております。

次、3ページをごらんいただきたいんですけれども、こちらは具体的に皆様にはわかりやすいようにということで、かなり簡略化して書かせていただきました。左側に申請者とか免許人という縦長の箱がございますけれども、いわゆるこれが国民側の個人であったり、あるいは皆さんよくご存じの携帯会社で言うと、ドコモだとかソフトバンクだとかという方々、これがインターネットを介して、プライマリセンターと書いておりますけれども、いわゆる我々のデータセンターに申請をやったり、あるいは手数料を払ったり、もしくは情報提供サービスと書いておりますけれども、この辺にはこんな無線局が免許されておりますよというのを検索可能にしておりますので、そういう情報提供サービス等を行っております。

もちろん、電子申請だけじゃなくて、書面による申請も受け付けておりますので、その場合、右下に青い矢印で出ておりますけれども、書面申請というのが、地方局と書いておりますけれども、こちらのほうに持参あるいは郵送していただきますと、地方局でデータベース化して処理をします。最後は地方局から免許状を交付するという形になっております。現在、全国で2億局の無線局を、28年度の実績で言いますと、46万件の申請処理をこなしております。情報提供サービスも平成28年度の実績値ですけれども、1,800万アクセス程度の処理をこなしております。

後ほどの実施要項の中で、国民向けと職員向けがよくわからないというコメントを事前にいただいております。後ほどまた要項のほうでもご説明させていただきますけれども、申請者、免許人とやりとりする機能の部分を国民向けの機能と呼んでおりますし、プライマリセンターから地方局と下のほうに横長で書いておりますけれども、こちらの機能を職員向けと、簡単に言ってしまうと、そういう切り分けをさせていただいております。

ちょっと難しくなりますけれども、4ページをごらんいただきますと、先ほど申し上げましたことを少しITチェック、システムチェックに、真ん中に、我々、共通データとして、無線局の免許を受けた方々のデータと個別の無線局のデータを持っておりまして、それぞれ必要に応じて、各業務別のデータベースを持っているという形で運用していますよとい

うのを、こちらのほうで超概略ですけれども、記載させていただいております。

だんだん本番に入らせていただきますけれども、済みません、次、参考資料で、運用技術支援等の請負に係る業務の概要という1枚の紙をお配りさせていただいていると思いますので、こちらでご説明をさせていただきます。

今申し上げましたシステムのまず作業場所なんですけれども、常駐場所として、プライマリセンターと我々呼んでおりますけれども、先ほどのデータセンターの部分です。こちらが北海道にございます。それから、オペレーションセンターが東京近郊という形で記載させていただいております。我々のシステム、先ほどもちよろっと申し上げましたけれども、消防無線、救急無線、警察無線、あるいは自衛隊関係の無線局、外交関係の無線局等々を扱っているということもありまして、データセンター、プライマリセンターの場所、オペレーションセンターの場所は、この程度の場所の表記をまずは対外的にはお知らせして、さらに今後、入札に当たって詳細な情報が必要という場合は、別途、口外しないでねという秘密を保持していただくという誓約書をいただいた方に対して、詳細な住所をお知らせしているという状況になっております。

機器の設置場所としては、プライマリセンター、それから、災害発生時の代替センターになりますバックアップセンター、それと、オペレーションセンターに機材を置いてございます。

規模なんですけれども、実際の無線局の申請者プラス情報提供を受ける方なんですけれども、国民側として700万人程度のユーザーがおります。職員向けというお話もさせていただきましたけれども、総務省の中でも無線局関係を取り扱う職員ということでご理解いただければと思いますが、1,500人ほどございます。サーバ数、プリンタ数、こちらに書いておりますし、契約期間ということにつきましては、30年の12月から33年の3月までという形で調達をかけさせていただければと思っております。

下のところ、主な請負内容、これは一般的な運用技術支援の中身なのかなと思っておりますけれども、オレンジ色の吹き出しのところ、今回、こちらの市場化テストに対応するというところで、特に留意した点という形で、引き継ぎ期間を長目に確保させていただいております。引き継ぎ内容のところ、1カ月間、会議等を主体とした書面での引き継ぎ期間、それと、3カ月の現場での実務引き継ぎ期間と差ができていたけれども、これは何というご質問もあったかと思っております。こちらについては、入札要項をご参照いただきたいんですけれども、恐れ入りますけれども、こちらの109分の76ページをご

参照いただきたいと思います。

ちょっと字が小さいんですけども、表の中で、中ほどに、(仮称)基幹系機器更新に係る設計・開発等の請負(2019年度～)というのがありまして、ちょうどサービスインが33年1月と書いてある部分があると思います。その下の(仮称)コンピュータ機器の借入れ・構築及び移行業務の請負、これもサービスインが33年の1月と書いていると思うんですけども、要は、我々のシステムのうち、国民向けのシステムをこのタイミングで入れかえますと。国民向けのシステムがぴかぴかの状態については、1カ月間の書面による引き継ぎで、構築業者から引き継ぎを受けてくださいと。残る職員向けの部分ですけども、これは、現在請負契約をやっている業者の方、3月までということに契約しておりますので、1月から3月までの間、徐々にスタートアップしてくださいという形で、このような差を設けさせていただいているという状況でございます。

時間がもう大分来ておりますので、最後に、もう一つの参考資料という形で、契約状況の推移という形で1枚ぺらを用意させていただいておりますけれども、25年から我々、現在の契約までやっておりますけれども、残念ながら、1者入札が続いていると。説明会に参加していただく方はいたんですけども、よくよく聞いてみたら、ちょっとということで、そういう状況になっております。

済みません。長くなりましたけれども、我々のシステムの状況という形です。

実施要項の109分の6ページをごらんいただければと思いますけれども、先ほどご説明しました職員向けシステムと国民向けシステムの表を掲載させていただいております。国民向けシステムというのは、先ほども申しましたように、電子申請のシステムだとか、あるいは情報提供のシステムというのを2番、3番、4番の部分、それ以外の職員が利用する部分ということで、1番の職員向けシステムという形で分類をさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

とりあえず、私の説明は以上とさせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 いいですか。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。こういう大きなシステムをだんだん少しずつ

つつくり上げてきたというなお話でしたが、そういうところにかかわってきた事業者と今の受託事業者は同じ事業者ですか。

○溝上課長補佐 こちらに書いていますように、アイ・ビー・エムは構築事業者でもあり、現在の運用委託事業者でもございます。

○井熊副主査 どこにでもあるシステムでもないなという感じもしますし、そういう点もあり、そもそもこれって対抗できる事業者がいるんですか。入札が成り立つという見込みを総務省さんはお持ちなんでしょうか。

○溝上課長補佐 実際のところなんですけれども、対抗馬として、例えばNECさんだとか、日立さんだとか、興味を示していただいている企業も過去にはございますので、全くいないというわけではないんですけれども、結果的に今、1者入札が続いているということからすると、逆に今日お集まりの委員の皆様のお知恵をかりてでも、他社が入れるようなことをしないとイケないのかなということで、今日参っている次第でございます。

○石堂主査 いかがでしょうか。

どうぞ。

○小尾専門委員 確かにそうなんですけれども、規模的には40人の常駐ですよ。さすがに40人の常駐を求めていると、手を挙げるにしても、相当リスクが高くなってしまいますので、結局、落とせなかったときにその40人をどうするんですかということを見ると、なかなか手を出しにくいと。そういう意味では、多少なりとも調達規模を小さくするような何か工夫をするか、どこかを分割するとかしないと、他社が入ってくる余地がないような気がするんですけれども、どこか分けられるとか、ここだけ分離してもいいよというようなものはないんですか。

○溝上課長補佐 そういうのも検討させていただいたんですけれども、例えばヘルプデスクの部分がありますので、ヘルプデスクの部分を切り分けようかという話もしたんですけれども、実際、今、システムがどうなっているかということに対して、非常に詳細な問い合わせが結構あるということ踏まえると、問い合わせがあった都度、たらい回しのオペレーターのほうに回すというのも、我々、電子申請に取り組まないといけないという中で、たらい回しはまずいよねということもありまして、分離不可分なのかなということで、現在は考えているという状態でございます。

○小尾専門委員 例えば国民向けシステムと職員向けを分けちゃうとかいうのもなかなか難しいですか。

○溝上課長補佐 要は、名前は国民向けと職員向けと分かれておりますけれども、実は裏返しですので、国民の方々が申請していただいたのが、それがシステムによって、次は職員向けの機能としてデータが流れていくということになっておりますので、これも一気に通貫して、今、システムがどういう状態になっているところと、これまた我々の業務上、ちょっと厳しいねということで、済みません、ゼロ回答ばかりで大変申しわけないんですけれども、検討はさせていただいたんですけれども、今のところ、いい分割案が見つけれないという状況になっております。

○石堂主査 ほか、どうぞ。

○若林専門委員 これまでヒアリングを25年度から2回やっていらっしゃるようなんですけれども、仕様書等を検討して入札を見合わせたという事業者が何社かいるようですが、仕様書を検討して、なぜ見合わせたかという点はお聞きになったのでしょうか。

○溝上課長補佐 一応、これもなかなか聞き出しにくい部分だったんですけれども、可能な範囲で回答してくださいということで聞かせていただいています。1者さんは、先ほどご指摘もありましたけれども、規模感もあって、かつ、どうしても我々が調達を始めたいときというのは、ほかのシステムもちょうど同じような調達にかかわっていることも多くて、どっちがお得かというか、どっちを優先させるかというところで、あなたのところは負けたんですよというお答えをいただいたところもありますし、あと、今回も実は2年ほどしか契約期間がないんですけれども、もっと長くしてよというご意見もいただいたところがございます。確かに我々としても、例えば市場化テストにかかると、10年の国庫債務負担行為ができるというのは非常に魅力的ではあるんですけれども、情報システムの世界、ドッグイヤーとかマウスイヤーとかと言われるほどどんどん変わっていく中で、例えば2年先、3年先ぐらいまではこうなるよねというのは思い描けるんですけれども、それより先、例えば今、我々、クラウドを使っておりませんけれども、この契約が終わったころには、多分、クラウドを使えみたいな話になるのかなと。そうすると、オペレーターの業務の向きがかなり変わってしまうので、仮に応札業者さんが総務省の言うことを何でも聞きますから、この金額でやりますからと言ってもらったとしても、ほんとうですかみたいなところで、我々としても責任を持って任せられない、発注できないという部分があって、こういう細切れをせざるを得ないというのが現状でございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

私、この件名にこだわるみたいなんですけれども、こういうシステムの運用を委託する

というケースがあるし、運用の支援を委託するというケースもあるし、件名が運用技術支援というところが今までと件名として変わっているなど思うんですね。ほかの案件で、例えばいろいろな機械等の保守修繕みたいなものを発注しますというときには、要するに、発注側がどこまで責任を持つのか、受注側は何までやればいいのかというのがはっきりしないと、新規の業者は恐ろしくて入ってこられないという。この場合には、運用技術支援というと、職員の側が責任を持ってやっている業務が及ばないときには、この業者が支援するというイメージで捉えると、アイ・ビー・エムさんはもうとことんわかっているわけですが、ほかの業者は自分たちが何までやらされるのかというのが非常に把握しづらいのではないかと。もちろん規模が大き過ぎて、最初からもうだめというところもあるでしょうけれども、私は素人でよくわからないんですけれども、この中身を見れば、業者であれば、自分たちは何までやればいいのか、何から先は自分たちの責任でないんだということを明確に書かれていると理解してよろしいんですか。

○溝上課長補佐 まず、そのようにご理解いただければと思います。じゃあ、何でこんなまどろっこしい件名になっているのというところをざっくばらんにご説明させていただきますと、現在のところ、この手の業務を発注する場合、総務省の場合、原則請負という形で発注するルールになっております。じゃあ、請負以外に何かあるのかというと、いわゆる委託という方法があるんですけれども、請負を原則やりなさいという中で、請負とはなると、あらかじめ想定されている場面を我々役人側がセットしておいて、このケースになったらこうしてね、このケースになったらこうしてねという形で、基本的に実際にさわるのは請負業者なんですけれども、責任は役人が持つんですよ。その実際の技術的な支援をやってくださいという思いで、このような件名になっているという状況です。

○石堂主査 こちらのほうで横に聞いちゃあれですけども、小尾先生の感覚でいったときに、今のシステム関係の請負でやるというところについては……。

○小尾専門委員 それは、でも、総務省がそういうふうに請負でやると決めているので、そこは請負でやること自体は特に問題はないと思いますし、その分、総務省側の負担は増えているわけだと思うんですが、それはそれでちゃんとやりますということであれば、特に問題はないと思います。

○石堂主査 はいわかりました。そのほか、いかがですか。

○井熊副主査 76ページの新しいシステムが昨年度も設計開発されてきているわけですよ。こういうのも特定の事業者さんが全部総取りしている感じなんですか。

○溝上課長補佐 実際のところ、グランドデザインをつくってもらったところから始めている部分ではあるんですけども、これはアイ・ビー・エムさんじゃなくて、別のシンクタンクだとか、そういうところに発注をしております。そうしないと、例えばアイ・ビー・エムさんとかに頼んでしまうと、アイ・ビー・エムさんがやりたいようにやられてしまうと、それはそれでちょっと問題があるなという観点で、あえて違うところに発注しているという状態です。

○井熊副主査 ですから、昨年、76ページの上のほうに新しいシステムが開発されたなっていますよね。

○溝上課長補佐 老朽化というところをごらんになっていらっしゃいますか？

○井熊副主査 そうです。上のほうです。

○溝上課長補佐 老朽化は、実際にお古になって、サポート切れになったものを取りかえるということで、設計とは別ですので、こちらについてはアイ・ビー・エムさんが関与しております。

○井熊副主査 今、2018年にまた新しいのを発注されて、調達をかけて、新しい開発をやりますよね。この辺に対しては、グランドデザインから出てきた新しいシステムがつくられてくるということなんですか。

○溝上課長補佐 先ほど申しましたように、半分ずつですけども、新たな設計から取り入れたものを発注することにしております。

○井熊副主査 私は、正直、今のやつで多少条件を変えても、結局1者入札になると思います。それで、今までやってきた幾つかのシステム一個一個に対して競争環境を働かせていって、1者が全部総取りしているような状況を変えていくか、あるいはシステムを横通ししてやる業務は、システムの開発者が入れないような形で調達するか、そういう構造自体を変えていかないと、1者入札はどうしても続いていってしまうんじゃないかと思いませんけれども。

○溝上課長補佐 ありがとうございます。実は今日はこうやってこちらの委員会に呼ばれて参加させていただいておるんですけども、実は我々、数年前にも市場化テストをやらなかったかというお声がけをいただきました。そのときには強がって、こちらの委員会のお世話にならずに何とか頑張って複数入札やりますよとやったんですけども、ふたをあけてみたら、やっぱり1者入札だったということもあって、これは我々ではもう無理なのかなという思いもあって、今日、参った部分があります。先生方からそういう話であれば、か

なりこれは深刻なのかなと改めて認識をしているところであるんですけども、今からこの体系を変えらるというのいろいろ課題がたくさん山積みですので、次は多分、クラウドとかを入れることになるので、そういうタイミングで大幅見直しをしないとイケないのかなと考えている次第でございます。

○井熊副主査 ちょっと済みません、私ばかり話して。もしあえてやるんだとしたら、総務省さんがこれまで典型的なベンダーロックがかかってきたこの事業を変えていくんだという意思を示して、その上で、今回この業務に対して、幾つかの事業者さんを招聘してでも対話をしていって、入札条件をそういう人たちが出てくれるような形に調整し直していくということをやればいいんじゃないですかね。

○溝上課長補佐 非常にそのとおりだよなとも思っているんですけども、こういう運用支援をやっていただけるベンダーがたくさんある中で、こんな調達をやっているよというのは公表している話ですので、それはそれでいいんですけども、そういう方々に来ていただいて、あるいはこちらから出向いていって、特定のベンダーさんにだけ詳細にご説明するというのは、それはそれで我々としては二の足を踏んでしまっているという状況なんですけれども、逆にそこらあたりは構わないものなんでしょうかね。

○井熊副主査 そういうのは一応、ご指摘のように、個別の事業者さんに恣意的にこの人とこの人と総務省さんから声をかけるのはまずいかもしれませんが、入り口の部分とかでちゃんと公開性を持ってアプローチしていけば、過去にもそういうことをやっている入札というのはあると思いますから、私はできると思いますけれども。

○溝上課長補佐 それは例えば、今回、今までにないこういう市場化テストの一環という形でやる過程でやっても構わないというものなんでしょうか。

○井熊副主査 説明会を開けばいいんじゃないかと思います。

○溝上課長補佐 説明会ですね。

○井熊副主査 正式入札の前に、公開ですね。

○溝上課長補佐 入札説明会自体はやらせていただいています。

○井熊副主査 いや、その前ですね。もっと前です。

○溝上課長補佐 入札説明会の前に。

○井熊副主査 この事業に対する総務省さんの考え方を説明していく場をつくっていくんだと思います。

○溝上課長補佐 それは、まだ調達公告には載っていないんですけども、こんなことを考

えているのでという説明会をということですか。

○井熊副主査 新しい事業をやっていく場合は、よくそういうことをやられていますよね。

○溝上課長補佐 もちろん意見招請とかは踏まえておりまして、意見招請そのものはやっていますけれども、それにご意見、ご質問をいただける会社が固定化しているというか、少ないという状況にはなっております。ですので、意見招請とあわせて何らかの説明会というイメージであればよろしいですかね。

○井熊副主査 済みません、要するに、今の日本の会計法にのっとった入札制度というのは相当硬直なので、そこでいろいろなことをやるというのは、特に新しいことをやろうと思うと難しい部分があるわけですね。ですから、そこでやることはやることで割り切つて、入札の公募の前というのは自由度が高いわけですから、その中で、もっと民間とのコミュニケーションを高めていって、ある程度、舞台を決めた段階で入札をするというイメージですよ。

○溝上課長補佐 なるほど。ありがとうございます。なかなかそういうのはやっていいものか悪いものかという、もやもやとした中で二の足を踏んでいたという部分があるんですけれども、今日ご示唆いただきましたので、持ち帰って、あまり派手にやると、またそれはそれであれなんでしょうけれども、ただ、透明性を持って何がやれるのかというのはさらに検討して、やれるものからやっついていかないと、いつまでたっても結果は一緒だよねというのは感じておりますので、また状況によってはご相談等をさせていただくかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○石堂主査 今のやりとりを伺っていても、要するに、総務省さんとして、1者応札の克服ということをどのくらい真剣に考えていくかということに近いような気がするんですね。ですから、すぐにはできないかもしれないけれども、根本的に考え直すとしたら、どういう手段を講じていけば可能になるんだろうかということを検討していただけるかどうかではないかなという気がします。そういうふうにして、あるいは抜本的に複数応札が可能になるような体制を目指すのか、それとも、今日の中にもちょっと出ましたように、例えば小さい部分でも、これは分離して、全体から切り離すのは簡単だねと思うものだけでも分けていくとか、何かそういうことでもやっついていかないと、1者応札を克服したいんだとは言いながら、結局はずっと1者応札が続いてしまう状況が続くんじゃないかという気がするんですよ。

ですから、1者応札が問題だと思うから市場化テストに持ち込んで、今、検討をするん

だということはいいんですけれども、やれること、やれないことがあるのは重々我々も承知していますけれども、じゃあ、1者応札を克服するにはどういうふうにやっていけばいいんだという検討は続けていただくということで考えるしかないかなと思いますね。

○溝上課長補佐 ありがとうございます。安易に、まずは市場化テストだと、我々のほうに少し甘えがあったのかもしれませんが、そこは引き続き、たゆまぬ努力が必要なのかなと思っておりますし、ご指摘のとおり、やれること、やれないこと、いろいろありますけれども、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何がございますか。

○事務局 特にありません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、いろいろ議論がございましたように、中期的に考えていただくということかなと思いますので、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。総務省さんにおかれましても、そのようにご承知おきいただきたいと、お願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○溝上課長補佐 ありがとうございます。

どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

（総務省退室）

○石堂主査 それでは、事務局から報告事項がございました。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、契約変更に係る事務局からの報告、手短に、ご報告させていただきます。

環境省に係る事案でございますが、大山隠岐国立公園大山寺及び桝水高原集団施設等の管理、情報提供業務に関するものでございます。お手元の参考資料と図面をごらんください。

事業概要につきましては、省略をさせていただきます。

契約変更についてでございますが、大山情報館の内装等の改修工事に伴いまして、館内の施設の管理運営に係る変更を行うものでございます。

具体的には、移動型の仮設トイレの設置に伴いまして、管理作業が加わったものでございます。別添1の図面①をごらんいただきますように、仮設トイレの写真と位置関係については、こちらのほうにお示しをさせていただきました。

手短ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。

何かございますか。よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

— 了 —